



長野県報

9月4日(木)
平成20年
(2008年)
第1996号

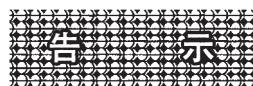
目 次

告 示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の名称又は所在地の変更の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の休止の届出（地域福祉課）	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	4
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定（長寿福祉課）	5
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可申請及び調査結果書の縦覧（廃棄物対策課）	5
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	6

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課N P O活動推進室）	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（47件）（産業政策課）	6
家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	30
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農地整備課）	30
土地改良事業の施行の同意（農地整備課）	30
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（農地整備課）	30
一般競争入札（病院事業局）	31
一般競争入札（生活排水課）	31
特定調達契約に係る落札者の決定（通信指令課）	32
一般競争入札（人材育成課）	32


長野県告示第514号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	上伊那農業協同組合	伊那市伊那部4291番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	駒ヶ根市東町3丁目12番地	平成20年7月1日
通所介護	有限会社創生活環境運営	松本市芳川野溝670番地2	集皆所ひだまり	安曇野市豊科高家782番地2	平成20年5月1日
訪問リハビリテーション	医療法人 仁雄会	安曇野市穂高4634番地	医療法人 仁雄会 穂高病院	安曇野市穂高4634番地	平成20年6月1日
通所リハビリテーション	医療法人 青樹会	松本市島立2093番地	一之瀬脳神経外科病院	松本市島立2093番地	平成20年8月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人天龍村社会福祉協議会	下伊那郡天龍村平岡773番地2	天龍村社協指定居宅介護支援事業所	下伊那郡天龍村平岡773番地2	平成20年6月1日

3 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	上伊那農業協同組合	伊那市伊那部4291番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	駒ヶ根市東町3丁目12番地	平成20年7月1日
介護予防通所介護	社会福祉法人佐久穂町社会福祉協議会	南佐久郡佐久穂町大字高野町351番地	佐久穂町社会福祉協議会指定通所介護事業所宅老所よりあい亭	南佐久郡佐久穂町大字高野町1808番地6	平成20年9月1日
	松塙筑木曾老人福祉施設組合	塩尻市大門7番町3番3号	デイサービスセンターひなたぼっこ	木曾郡木曾町三岳10039番地	平成20年5月1日
	有限会社創生活環境運営	松本市芳川野溝670番地2	集皆所ひだまり	安曇野市豊科高家782番地2	平成20年5月1日
介護予防訪問リハビリテーション	医療法人 仁雄会	安曇野市穂高4634番地	医療法人 仁雄会 穂高病院	安曇野市穂高4634番地	平成20年6月1日
介護予防通所リハビリテーション	医療法人 青樹会	松本市島立2093番地	一之瀬脳神経外科病院	松本市島立2093番地	平成20年8月1日

地域福祉課

長野県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
通所介護	社会福祉法人共立福祉会	岡谷市川岸上4丁目3番地7号	デイサービスセンタースマイル	諏訪郡下諏訪町大門121番地5	デイサービスセンタースマイル 諏訪郡下諏訪町大門121番地5	デイサービスセンター喜楽 諏訪郡下諏訪町湯田町3367番地	平成20年7月1日
福祉用具貸与	上伊那農業協同組合	伊那市伊那部4291番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	駒ヶ根市東町3丁目12番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	上伊那農業協同組合生活外務課マイライフ店	平成20年5月1日

2 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
上伊那農業協同組合	伊那市伊那部4291番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	駒ヶ根市東町3丁目12番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	上伊那農業協同組合生活外務課マイライフ店	平成20年5月1日

3 介護予防事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
介護予防福祉用具貸与	上伊那農業協同組合	伊那市伊那部4291番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	駒ヶ根市東町3丁目12番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	上伊那農業協同組合生活外務課マイライフ店	平成20年5月1日

4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
上伊那農業協同組合	伊那市伊那部4291番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	駒ヶ根市東町3丁目12番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	上伊那農業協同組合生活外務課マイライフ店	平成20年5月1日

地域福祉課

長野県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
福祉用具貸与	上伊那農業協同組合	伊那市伊那部4291番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	駒ヶ根市東町3丁目12番地	平成20年5月1日

2 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
上伊那農業協同組合	伊那市伊那部4291番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	駒ヶ根市東町3丁目12番地	平成20年5月1日

3 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
介護予防福祉用具貸与	上伊那農業協同組合	伊那市伊那部4291番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	駒ヶ根市東町3丁目12番地	平成20年5月1日

4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
上伊那農業協同組合	伊那市伊那部4291番地	J A上伊那介護サービスステーション伊南	駒ヶ根市東町3丁目12番地	平成20年5月1日

地域福祉課

長野県告示第517号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称 宅幼老所おら家	事業所の所在地 長野県下高井郡野沢温泉村豊郷4399番地	指定した年月日 平成20年9月1日
-------------------	---------------------------------	----------------------

(2) 通所介護

事業所の名称 宅幼老所すわがたの家	事業所の所在地 長野県上田市諏訪形732番地	指定した年月日 平成20年9月1日
宅幼老所まつお	長野県飯田市松尾久井2542-1	" "
宅老所ひだまり	長野県飯田市駄科1046-3	" "
デイサービスきらく	長野県安曇野市豊科457番地9	" "

(3) 短期入所生活介護

事業所の名称 特別養護老人ホームりんどう苑	事業所の所在地 長野県茅野市豊平1907番地1	指定した年月日 平成20年9月1日
--------------------------	----------------------------	----------------------

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称 宅老所和が家居宅介護支援事業所	事業所の所在地 長野県岡谷市川岸中2丁目5番8号	指定した年月日 平成20年9月1日
---------------------------	-----------------------------	----------------------

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称 宅幼老所おら家	事業所の所在地 長野県下高井郡野沢温泉村豊郷4399番地	指定した年月日 平成20年9月1日
-------------------	---------------------------------	----------------------

(2) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
--------	---------	---------

宅幼老所すわがたの家

長野県上田市諏訪形732番地

平成20年9月1日

デイサービスきらく

長野県安曇野市豊科457番地9

" "

(3) 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称

事業所の所在地

指定した年月日

特別養護老人ホームりんどう苑

長野県茅野市豊平1907番地1

平成20年9月1日

長寿福祉課

長野県告示第518号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

事業所の名称

事業所の所在地

指定した年月日

特別養護老人ホームりんどう苑

長野県茅野市豊平1907番地1

平成20年9月1日

長寿福祉課

長野県告示第519号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条第1項及び第15条の2の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、第9条第2項及び第15条の2の5第2項において準用する法第8条第4項及び法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社フジコーポレーション

長野県佐久市小田井570番地5

代表取締役 山口 幸男

2 廃棄物処理施設の設置の場所

小諸市大字御影新田字中原39番1他

3 廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場

4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

(1) 一般廃棄物の最終処分場

廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、廃乾電池、粗大ごみ、廃家電品、廃蛍光管、金属くず、燃え殻及びばいじん

(2) 産業廃棄物の管理型最終処分場

ア 特別管理産業廃棄物を除く次の産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びばいじん

イ 特定有害産業廃棄物を除く次の産業廃棄物

鉛さい及びがれき類

5 申請年月日

平成20年7月11日

6 縦覧の場所

長野県環境部廃棄物対策課及び長野県佐久地方事務所環境課

7 縦覧の期間

平成20年9月4日（木）から同年10月3日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

8 意見書の提出

法第9条第2項及び第15条の2の5第2項において準用する法第8条第6項及び法第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出期間

平成20年9月4日（木）から同年10月17日（金）まで

(2) 意見書の提出先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県環境部廃棄物対策課 廃棄物審査係

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「株式会社フジコーポレーションに係る廃棄物処理施設変更許可申請書」と記載してください。）

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ウ 施設に関する具体的な利害関係

エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

廃棄物対策課

長野県告示第520号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成20年8月27日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
志賀高原農業協同組合須賀川支所	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬8132-1	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬8132-1
あらかわ薬局	松本市寿台2-2-6	松本市寿北6-27-1西友寿店内

会計課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年8月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハートケア蒼い風

3 代表者の氏名

中平和子

4 主たる事務所の所在地

飯田市諏訪町52番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）に対して、生活支援や社会復帰訓練に関する事業を行い、地域保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟市米山4-1-28

株式会社西友

東京都豊島区東池袋3-1-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢一	新潟市米山4-1-28
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
コスモファーマシー株式会社	塩之入 盾 和	上田市中央2-17-5
ル・プレ株式会社	塙 田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢一	新潟市米山4-1-28
株式会社西友	エドワード・ジョンソン・カレジィ・イッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
コスモファーマシー株式会社	塩之入 盾 和	上田市中央2-17-5
ル・プレ株式会社	塙 田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428

4 変更した年月日

平成20年7月1日

5 届出年月日

平成20年8月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年9月4日から平成21年1月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課